

ひたちなか市水道事業配管技能者の配置要件に関する基準

平成27年4月27日

水道訓令第1号

(趣旨)

第1条 この基準は、本市水道事業が発注する配水管布設工事において、より適切な工事の品質を確保するため、ひたちなか市水道事業一般競争入札実施要綱（平成22年水道告示第6号）第3条第6号カに規定する配管技能者（以下単に「配管技能者」という。）の配置要件及びその基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般登録 公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）が交付する配水管技能登録証（一般）の区分をいう。
 - (2) 耐震登録 日水協が交付する配水管技能登録証（一般・耐震）の区分をいう。
 - (3) 一般継手 日水協が交付する配水管技能登録証（一般継手）の区分をいう。
 - (4) 耐震継手 日水協が交付する配水管技能登録証（耐震継手）の区分をいう。
 - (5) 大口径 日水協が交付する配水管技能登録証（大口径）の区分をいう。
 - (6) 一般管 一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会（以下「日鉄協」という。）が交付する継手接合研修会受講証（一般管）の区分をいう。
 - (7) 耐小 日鉄協が交付する継手接合研修会受講証（耐震管φ450以下）の区分をいう。
 - (8) 耐大 日鉄協が交付する継手接合研修会受講証（耐震管φ500以上）の区分をいう。
 - (9) 配ポリ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（以下「POLITEC」という。）が交付する水道配水用ポリエチレン管施工講習受講証をいう。
- (配管技能者の配置要件)

第3条 配管技能者の配置要件は、当該工事の受注者が直接的かつ継続的に3箇月以上の雇用関係にある次の各号のいずれかの者を当該工事に適正に配置できることとする。

- (1) 日水協の配水管技能登録者（以下「日水協技能登録者」という。）
- (2) 日鉄協の継手接合研修会受講証を有する者（以下「日鉄協受講者」という。）
- (3) POLITECの水道配水用ポリエチレン管施工講習受講証を有する者（以下「POLITEC受講者」という。）
- (4) これらと同等以上の技能を有すると管理者が認める者

2 前項第4号のこれらと同等以上の技能を有すると管理者が認める者とは、次の各号のいずれかの場合に応じて、提出された書類に基づきその都度判断する。

- (1) 本市又は他の地方公共団体等の水道事業等が発注した同規模程度以上の工事において施工実績がある場合
- (2) 日水協、日鉄協又はPOLITECに準じた団体等が主催する講習会、研修会その他これらに類するものを受け、その課程を修了したことが証明できる場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に管理者が必要と認めた場合
(配管技能者の配置基準)

第4条 配管技能者の配置基準は、発注する工事の内容に応じて、次の表に基づき入札公告で配管技能者の資格要件を選択する。

工事内容（例）	資格	区分
一般継手管の配水管布設（替）工事	日水協技能登録者	一般登録又は一般継手
	日鉄協受講者	一般管
500mm未満の耐震継手管の配水管布設（替）工事	日水協技能登録者	耐震登録又は耐震継手
	日鉄協受講者	耐小
500mm以上の耐震継手管の配水管布設（替）工事	日水協技能登録者	耐震登録又は大口径
	日鉄協受講者	耐大
水道配水用ポリエチレン管の配水管布設（替）工事	POLITEC受講者	配ポリ

（指名競争入札における準用）

第5条 前2条の規定は、指名競争入札によって工事を発注する場合において準用し、指名する事業者を選定するものとする。

（補則）

第6条 この基準に定めるもののほか、配管技能者の配置に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

(検討)

- 2 管理者は、この訓令の施行後、この基準の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

付 則(令和3年水道訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年7月13日から施行する。